

平成 1 8 年度
第 1 回東京都食品安全審議会

日 時：平成 1 8 年 9 月 1 2 日（火）午後 2 時～
場 所：東京都庁第一本庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午後2時02分開会

【中村食品監視課長】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成18年度第1回東京都食品安全審議会を開催させていただきます。

私は、健康安全室食品監視課長の中村でございます。議事に入るまで本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の改選後初めての会議になります。皆様には第2期目の委員の委嘱をさせていただきます。任期は平成18年9月1日から平成20年8月31日までとなっております。まことに申しわけありませんが、委嘱状はあらかじめ席上に置かせていただいております。今後2年間どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会の資料や議事録は原則公開となっておりますので、あらかじめご承知いただきたいと思っております。

それでは、本日の委員の出席状況の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都食品安全審議会規則第5条により、委員の過半数の出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいまのご出席の委員は16名でございます。委員総数22名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の資料に委員名簿、座席表がございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、席順に従いまして各委員の皆様をご紹介申し上げます。

池山委員は少し遅れる旨のご連絡をいただいております。

続きまして、尾池委員でございます。

【尾池委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 大屋委員でございます。

【大屋委員】 大屋でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 岡本委員でございます。

【岡本委員】 岡本です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 奥田委員でございます。

【奥田委員】 奥田でございます。

【中村食品監視課長】 木内委員でございます。

【木内委員】 木内でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 黒川委員でございます。

【黒川委員】 黒川です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 齋藤委員でございます。

【齋藤委員】 齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 澤井委員でございます。

【澤井委員】 澤井です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 関本委員でございます。

【関本委員】 関本でございます。よろしくどうぞ。

【中村食品監視課長】 高橋委員でございます。

【高橋委員】 高橋でございます。よろしくどうぞお願いします。

【中村食品監視課長】 西山委員でございます。

【西山委員】 西山です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 花澤委員でございます。

【花澤委員】 花澤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 飛田委員でございます。

【飛田委員】 飛田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 松田委員でございます。

【松田委員】 松田です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 湯田坂委員でございます。

【湯田坂委員】 湯田坂です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 引き続きまして、行政側の職員をご紹介します。
福祉保健局理事、片岡でございます。

【片岡福祉保健局理事】 片岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 八木健康安全室長でございます。

【八木健康安全室長】 八木でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 福祉保健局参事、奥澤でございます。

【奥澤福祉保健局参事】 奥澤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 生活文化局、宮川消費生活部長でございます。

【宮川消費生活部長】 宮川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 同じく消費生活部、佐藤生活安全課長でございます。

【佐藤生活安全課長】 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 産業労働局農林水産部、大川食料安全室長でございます。

【大川食料安全室長】 大川でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 環境局環境改善部、保坂有害化学物質対策課長でございます。

【保坂有害化学物質対策課長】 保坂でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 中央卸売市場、荒井事業部長でございます。

【荒井事業部長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 中央卸売市場事業部、長田食品安全担当係長でございます。

【長田食品安全担当係長】 長田でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 松浦健康安全課長でございます。

【松浦健康安全課長】 松浦です。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 古田福祉保健局副参事でございます。

【古田福祉保健局副参事】 どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 長島福祉保健局副参事でございます。

【長島福祉保健局副参事】 長島でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 原口食品安全担当係長でございます。

【原口食品安全担当係長】 原口でございます。よろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それから、本日欠席の委員でございますが、まず、今井委員、それから交告委員、中村委員、林委員、丸山委員、和田委員の皆様がご欠席となっております。また、今期から新たに委員をお願いしておりますのは、尾池委員、大

屋委員、木内委員、澤井委員、関本委員、花澤委員、飛田委員、湯田坂委員でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

ただいま、池山委員がお見えになりましたので、御紹介いたします。

【池山委員】 遅くなり申しわけございません。池山でございます。

【中村食品監視課長】 本日は、委員の最初の審議会でございますので、まず当審議会についてご説明させていただきます。

お手持ちの会議次第をお開きいただきたいと思います。次第の4ページに食品安全条例の抜粋が載っております。当審議会の設置根拠は、条例第26条になります。こちらの審議会で調査審議する事項として2つございます。1つは、食品安全推進計画に関すること、もう1点、食品の安全の確保に関する基本的事項の2点がございます。

これまで本審議会でご審議いただいた内容といたしましては、平成16年度は、食品安全推進計画の考え方について。平成17年度は、都におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について御審議いただきました。

続きまして、5ページをご覧ください。東京都食品安全審議会規則の抜粋でございます。規則第3条によりまして、本審議会には会長及び副会長を置くこととなっております。また、会長及び副会長は委員の皆様が互選することになっておりますけれども、いかがいたしましょうか。お諮りいたします。

【池山委員】 前期務めてくださいました黒川先生にぜひ今期も、お仕事とは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、副会長でございますが、私は黒川先生に御一任いたしたいと思ひます。

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。ただいま池山委員から、黒川委員を会長に推薦するとのことのご発言がございました。また、副会長は会長に一任とのことのご発言がございましたが、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

【中村食品監視課長】 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご異議がなければ黒川委員に会長をお引き受けいただき、副会長を黒川会長からご選出いただきたいと思います。と存じます。

【黒川会長】 今日御欠席のようでございますけど、丸山委員に引き続き副会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

(異議なし)

【中村食品監視課長】 ただいま会長から丸山委員に副会長をとございました。副会長は丸山委員にお引き受けいただきたいと思います。と存じます。

なお、本日、丸山委員におかれましては所用のためご欠席でございますので、後ほど事務局から副会長へのご就任をお願いすることといたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは、黒川会長から、開会に先立ちまして一言ごあいさついただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【黒川会長】 新しい委員の方もいらっしゃるということでございますので、一言だけごあいさつ申し上げます。

私、この会には、食品衛生調査会、それから審議会ということでこれで5年目になります。それで会長も前期やらせていただきまして、またご推挙いただいたというこ

とで、非常に光栄かつ責任を感じておるところでございます。

私のバックグラウンドを少しだけお話いたしますと、当時厚生省の国立衛生試験所（現在の国立医薬品食品衛生研究所）に20数年おりました、いわゆる安全性評価、今日の推進計画の中にもいろいろ出てくるようなことをずっとやっておりましたので、この会に非常にご縁があるようなバックグラウンドかなと思っております。平成13年に退官いたしました、名簿にあります、財団法人佐々木研究所、これはがんの研究所と病院をお茶の水駅前で行っているというところでございます。そこにおる者でございます。

今後2年間、皆様とご一緒にこの食品安全審議会の運営に携わりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

【中村食品監視課長】 ありがとうございます。それでは、ここで福祉保健局理事の片岡よりごあいさつ申し上げます。

【片岡福祉保健局理事】 福祉保健局理事の片岡でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ、東京都食品安全審議会の委員に快くご就任いただき、また本日出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、昨日は、ニューヨークの世界貿易センタービルで起きた9・11同時多発テロ発生からちょうど5年目に当たる日でしたが、その前日の平成13年9月10日は、我が国で初めてBSEの発生が確認されまして、国産牛は安全とのそれまでの認識が覆され、日本中に衝撃が走った忘れることのできない日でございます。このBSE問題によりまして、食品安全を確保するためのシステムの不備が指摘され、我が国の食品安全行政が大きく見直されることになりました。

改めて申し上げるまでもなく、食は私たちの命、さらには健康な生活を維持するために欠かすことのできないものでございまして、食の安全を確保することは都民が安心して生活をしていく上で最も重要なことでございます。平成16年に都が実施いたしましたモニターアンケート調査でも、実に96%の都民の方が、ここ数年の食の安全が危惧される事件の発生などによりまして、「食の安全に関する情報について気にかけるようになった」と回答されております。

都におきましても、食の安全を脅かす課題に適切に対応いたしますため、新たに現在及び将来の都民の健康保護を図ることを目的といたしまして東京都食品安全条例を制定したわけでございます。この条例に基づきまして、本審議会でのご審議もちょうだいし、平成17年3月に生産から消費に至る各段階における食品安全施策の全体像を示しました「東京都食品安全推進計画」を策定いたしましたところでございます。

本日は、この食品安全推進計画の中でも、特に今後5カ年で重点的・優先的に取り組む施策として位置づけました11の戦略的なプランにつきまして、平成17年度の進捗状況を報告させていただきます。これらに対しまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、より着実な計画の推進を図ることをはじめとして、職員一丸となって都民の食の安全に邁進したいと考えております。

本審議会は設置されてから2年になりますが、先ほど黒川会長からもお話がございましたとおり、前身の「東京都食品衛生調査会」から数えますと実に53年の歴史を持ちます伝統のある知事の附属機関でございまして、東京都の食品安全行政の方向を

定めるにあたりまして、大きな役割を果たしていただいております。

委員の皆様方におかれましては専門的な立場から、また都民の視点から、都の食品安全行政の推進にご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中村食品監視課長】 では、以降の進行は黒川会長にお願いしたいと存じます。

【黒川会長】 はい、わかりました。本日は、平成17年3月に策定されました食品安全推進計画戦略的プランの平成17年度進捗状況についてご報告いただくことになっております。しかしながら、新任の委員の方も多数いらっしゃいますので、最初に東京都の食品安全確保対策の体系及び食品安全推進計画についてご説明願いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、資料1に沿いましてご説明申し上げたいと思います。まず、資料1の1ページ目の概略図で、都における食品安全確保対策の体系ということで簡単にご説明いたしたいと思います。

この図は、都内における食品の生産から流通、消費に至る各段階における東京都が関与いたします食品安全確保対策の体系でございます。これに関連します局としては、資料に書いてありますように、環境に由来する安全対策として環境局。生産段階での安全対策として産業労働局。流通のポイントであります卸売市場での安全対策ということで中央卸売市場、消費段階での安全対策ということで生活文化局の各局が関係します。また、全体の流通段階における安全チェックということで福祉保健局が安全確保対策を図るものでございます。個々に申しますと、環境局においては、環境中の有害化学物質の調査ということで、これまでも長年やってきておりますが、例えば東京湾の海底、泥のPCB、ダイオキシンなどの調査をしております。

それから、産業労働局におきましては、農薬・肥飼料、あるいは動物用医薬品の適正使用に関する監視指導。それから、最近は事業者による生産情報の整備ということで、生産履歴がわかるシステムを事業者に求めていく制度を推進しております。

また、中央卸売市場では、卸売市場を通じた安全・安心な食品の提供ということで、市場の条例等も改正いたしまして衛生管理を強化しております。

また、生活文化局におきましては、消費生活条例を中心に、都民からの調査申出制度等さまざまな制度があり、これらを運用して消費者行政を図っております。

福祉保健局におきましては、生産から消費に至る段階につきまして、輸入食品をはじめ事業者の監視指導、その他新たな事項についての調査研究、表示の問題などを行っております。それから、これらの情報を都民へわかりやすく情報提供するため、ホームページ等を用いた適時的確な情報提供を行っております。

このように、東京都の食品安全確保対策は、関係各局の連携・協力のもとに実施されております。

引き続きまして、食品安全推進計画につきまして、ご説明申し上げます。次のページ、A3の資料を御参照ください。

食品安全推進計画とは、東京都食品安全条例第7条を根拠といたしまして策定しているものでございます。左側の図のとおり、生産から消費に至る食品安全施策の全体像として50施策を示したものでございます。また、事業名の後には実際事業展開し

ている主な所管局の名称を挙げております。

さて、その中で、右側の図のとおり、特に5カ年計画で重点的・優先的に取り組むべき事項として「11の戦略的プラン」をピックアップし、進行管理事業としております。本日は、主にこの11のプランについて進捗状況をご説明申し上げます。

審議会におきましては、戦略的プランの検証ということで、これは都民にわかりやすくご説明するというのが原点になりますけれども、戦略的プランの進捗状況は、本審議会へ定期的に報告することが、定められております。また、計画の中間年度、5カ年計画でございますから来年度になりますけれども、来年度には中間のまとめとして施策の体系の現況とあわせて広く都民の方への情報提供として、ホームページ等の媒体を使って詳しくわかりやすく報告していきたい、その一環で、本日、報告させていただきます。

以上が東京都食品安全推進計画の概要でございます。個別のことにつきましては、後ほど事業報告の中でご説明したいと思います。以上でございます。

【黒川会長】 ありがとうございます。ここまでのところ、イントロダクションのようなところでございますが、何かご質問ございますればどうぞ。

よろしいでしょうか。では、先に進ませていただきます。

それでは、次に、この計画における平成17年度の戦略的プラン、11でございますけど、その進捗状況についてのご説明をお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、引き続きご説明申し上げます。1ページめくっていただきまして、「戦略的プラン」は1から11までございます。私の方から概略を説明いたしますが、特に東京都各局が独自に取り組んでいる制度につきましては、担当から後ほど詳細に説明させていただきます。

資料1の中では、戦略的プランの3、4、5、6、7、9につきまして、私が簡単にご報告申し上げます。ほかのプランにつきましては、それぞれの担当が後ほどご説明申し上げます。

それでは最初に私の方から、資料1、5ページの「戦略的プラン3 科学的知見に基づく未然防止を推進する」につきましてご報告申し上げます。

17年度実績というところを見ていただきますが、これまでも長年実施しております魚介類の有機水銀の汚染調査、食品等のPCB汚染調査、魚介類のTBTO等汚染調査、東京湾産魚介類のダイオキシン類の調査などを継続的に実施しております。大きな変動値はございませんけれども、これらはやはり長年の経年的な変化を見る必要がありますので、今後ともこのようなモニタリングを継続して実施し、御報告する必要があります。

それから17年度の実績の2点目ですけれども、安全情報に関する情報の評価と提供で、特に現在取り組んでおります健康食品の話題につきましては、後ほどプラン8のところの詳細にご報告申し上げます。また、食品安全情報評価委員会では、今後検討を要する課題の選定に取り組んでいるところでございます。

続きまして、17年度の実績の3点目としてリスク情報に対応する施策の展開ですが、食品安全情報評価委員会において、カンピロバクター食中毒対策につきましてご報告を受けました。そこで、食品衛生教育用のビデオやパンフレットを作成し、広く

普及啓発の資料としていただいております。18年度の予定は、まず、現在多くの食中毒事例が報告されておりますノロウイルスに着目し、手洗いによるノロウイルス除去効果ということで、手洗いの方法等について詳しく調べて、それを普及啓発の資料としていきたいと思っております。また、福祉保健局食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」に、新たに「たべもの安全情報館」を新設いたしまして、食に関するわかりやすい情報提供に努めていきたいと考えております。

以上が「戦略的プラン3 科学的知見に基づく未然防止を推進する」の事業内容でございます。

続きまして、8ページの「戦略的プラン4 事故等発生時における的確に被害の防止拡大を図る」は各局取り組んでおります。まず、福祉保健局で取り組んだ話題は、平成17年度2月に都区合同の広域・大規模食中毒発生時の対応訓練を実施いたしました。この訓練は数年前にも取り組んだことがありますが、4年ぶりに実施したものでございます。今回の設定は、先ほど話に出ましたが、ノロウイルスによって汚染された食品が広域に流通しているという条件設定のもとに、都内において非常に幅広く同時多発的に患者が出たと。そのときの保健所をはじめとした行政庁の動きをシミュレーションしたものでございます。さまざまな教訓が得られましたが、1つ明確な形になったこととして、訓練が大規模になりますと応援体制が必要になってきますが、その依頼方法が明確になっていないことが判明しましたので、応援の依頼書を明確にする作業もその後生まれております。このように、訓練を通じて、実際のマニュアル等の見直しの機会にもなりますので、今後とも様々なテーマを設定いたしまして、実施していきたいと思っております。18年度も同じような訓練を予定しております。

なお、この欄につきまして、中央卸売市場の事業は後ほどご報告申し上げます。

続きまして、「戦略的プラン5 輸入食品の安全を確保する」ということで、主に福祉保健局で取り組んでいる内容でございます。

17年度実績につきましては、輸入業者、輸入倉庫への立ち入りが704件。収去検査8,300項目、表示検査5万7,000件、実施しております。

具体的な内容といたしましては、輸出国の生産情報に基づく効果的な検査や監視の実施でございます。農薬のポジティブリスト制度が導入されましたが、農薬の種類も非常に多いですので、例えば生産圏、生産国の農薬の使用状況と作物の関係など、事前にできる限り情報を収集いたしまして、使われている可能性の高い農薬にターゲットを絞って、農薬の検査を行うという効率・効果的な検査を実施しております。農薬検査を5,122項目実施いたしましたが、基準を超える農薬は検出されませんでした。

2点目として、非常に消費者の方の関心の高い遺伝子組み換え食品の監視指導でございます。現在のところすべての作物を検査できるわけではないのですが、検査法が確定しましたトウモロコシやパパイア等69検体につきましては、安全性未審査の遺伝子組み換え体の検査を実施しておりますけれども、いずれも検出されませんでした。

また、大豆やトウモロコシなど及びこれらの加工品につきましては、審査済みの遺伝子組み換え体の検査を184検体実施いたしまして、16検体の大豆などから安全性審査済みの組み換え遺伝子を検出いたしました。しかし、混入率が5%を超えて検

出したものはなく、いずれも分別が適切に実施されていると判断されまして、違反となるものは見出せませんでした。他に、放射能検査なども実施しております。

昨年話題になりましたのは、国の検査におきまして、中国産のウナギから我が国では使用が認められていない動物用医薬品マラカイトグリーンの検出が相次ぎましたので、都内においても流通のウナギを検査いたしましたけれども、違反事例は見出すことはありませんでした。

また、検査法の開発ということも必要でございますので、健康安全研究センターにおいては、指定外の着色料、農薬、動物用医薬品について、新たに検査法を開発して検査に対応できるようにしております。

また、輸入事業者の方を対象とした講習会も昨年10月に開催しておりまして、輸入食品の違反事例、表示の内容等につきまして基本的な講習会を実施しております。

今年度、18年度予定というところで、今年度は5月から農薬のポジティブリスト制度の導入に伴い、これまでよりも検査対象が広がるわけでございますけれども、これらにつきましては、現在機器整備を推進しておりますので、今年度中には新たな項目につきましても検査の体制を整えまして内容の充実を図りたいと思っております。

それから、遺伝子組み換え食品、そのほかの事項につきましても、昨年度同様に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

続きまして、戦略的プラン6でございますが、特に都内の農産物の生産段階における指導を充実するというところで、産業労働局において取り組んでおりますけれども、私の方から報告させていただきます。

平成17年度実績ということで、都内産の農産物を対象に、一般農薬について490検体、それから長期にわたって残留が懸念されます塩素系のディルドリンなどのドリ系農薬について75検体分析を実施いたしました。その結果、残留基準を超えるものは見出せませんでした。なお、これらの分析は、農林総合研究センターで実施された結果でございます。

それから、ドリ系農薬の残留調査結果でございますが、特にキュウリなどウリ科の植物はドリ系農薬が蓄積しやすいということの報告がございますけれども、キュウリを作付する予定の畑400カ所の土壌の分析を実施いたしました。その結果、73の圃場でドリ系の農薬が検出され、これらの圃場では、ウリ科作物の栽培を自粛するように産業労働局で指導しております。今年度につきましても、同じような農薬の検査等を実施する予定でございます。

続きまして、プラン6と関係があることでございますけれども、「戦略的プラン7 農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する」でございます。ポジティブリスト制度が導入されたことによりまして、非常に検査すべき対象項目が広がっております。実はこれに対応しまして、新たな機器整備等も現在導入中でありまして、今年度の後半には本格的な稼働体制を組みまして、積極的に残留農薬の検査を行っていきたいと思っております。このポジティブリスト制度の趣旨は、生産現場において農薬の適正使用を促すものでございます。多くの場合におきまして、農薬が定められた方法に従い、期間や濃度等を守っていただければ、この基準は達成されるべきものでありまして、検査の前にまず農薬の適正使用がポジティブリスト制度導

入の一番大きな目的かと思えます。また、それを検査において確認するというところでございます。ただ、畑におきましては、ドリフト等技術的に難しい現象もありますので、これらの解決も同時に大きなテーマとなっております。

いずれにしましても、平成18年度の予定、ここに書いてありますとおり、残留農薬検査や動物用医薬品の検査につきまして、機器整備を進めながら着実に実施していきたいと考えております。

それでは、続きまして、プラン9の「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」の事業でございます。これは主に福祉保健局、生活文化局で取り組んでいる事業でございます。

17年度実績ですけれども、事業施設における適正表示推進者の育成ということで、食品の適正表示が確実にできるように事業者の方を対象に講習会を年間3回実施しております。申し込みが555名と非常に多数で、全員対応し切れませんでしたので、今後の運営方法を考えたいと思っております。参加者は主に事業者で、表示を要する製造業者のほかに、自分が仕入れた商品の表示をどのように見るのかという点から、流通業者も多数いらしております。食品の表示につきましては、食品衛生法だけでなく、JAS法、健康増進法、あるいは景品表示法等なども関係いたしまして、複数の法律が絡んで大変難しい内容かとも思えます。そういう面からわかりにくいとも言えますので、これらを実際の事例を用いながら、できる限りわかりやすくご説明することが講習会の趣旨でございます。

それから、表示に対する正しい知識の普及として、消費生活調査員による品質表示調査を実施しております。消費生活調査員とは、生活文化局で設けられております制度で、都民の方に委嘱して、実際の市場におけるさまざまな商品の表示を見ていただいてご報告いただく制度でございます。例えば、福祉保健局では、品質表示調査を昨年度5回実施しております。農産物の原産地表示、昨年話題になりましたウナギ加工品の原料原産地の表示、遺伝子組み換え食品の表示等を対象にご報告いただくものでございます。その他、消費生活調査員の方の研修を5回、表示学習会をきめ細かく15回、開催しております。表示に関しては、事業者の方を中心とした市場調査の実施、その結果のホームページ公表等により、適正な表示の推進を図っているところでございます。今年度におきましても、同じような事業を予定しております。

2点目の消費生活調査員による品質表示調査の実施ということで、品質表示調査のテーマとして牛肉の原産地表示及び外食ガイドライン表示を、9月に実施する予定としております。これは今話題のアメリ力産牛肉ですけれども、小売店やスーパーの精肉売り場の商品を手にとりまして、原産地表示を確認するという調査でございます。

以上がプラン9につきましての主な内容でございます。

私の方からは、以上のプランをご説明申し上げました。残りのプランにつきましては各局の担当の方から報告申し上げる予定でございます。

【黒川会長】 ありがとうございます。それでは、都独自の制度の取り組み状況ということはそれぞれの担当局からご説明願いますが、質問はすべて11のプランの説明が終わってから一括してお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、まずプラン1の方からどうぞ。

【長島福祉保健局副参事】 プラン1、自主管理認証制度の充実についてご説明申し上げます。

進捗状況の報告に先立ちまして、新たにご就任された委員の方もいらっしゃいますので、まず食品衛生自主管理認証制度の概略をご説明させていただきます。

参考資料1、リーフレット「食品衛生自主管理認証制度」をご覧いただきたいと思っております。

本制度は、食の安全・安心確保に向けた新たな仕組みの一つとして東京都が創設いたしました。本日は、制度の特徴、認証取得までの流れをご説明いたします。

制度の特徴としましては、第1に、一定の努力をすることで、施設の規模にかかわらず、どの施設でも認証を取得することができます。第2に、営業者が自ら定めた衛生管理の方法が、都の定める認証基準を満たしている施設を認証いたします。第3に、認証の審査、認証書の交付は、東京都が指定した第三者機関、指定審査事業者が行います。現在都が指定している18の指定審査事業者の一覧は裏面の方に掲載させていただいております。

認証取得までの流れは、2の左側から右側へずっと流れてまいりまして、食品営業施設から営業者が自ら定めた衛生管理マニュアル等を添えて審査事業者に申請し、衛生管理マニュアルの審査、衛生管理状況の実地審査、指定審査事業者での判定、認証決定を経て認証書が交付されます。本制度は更新制を取り入れておりまして、さらに認証期限内における施設での衛生管理マニュアルの履行状況の確認を審査事業者に義務づけております。認証された施設には、このリーフレットの右下の都庁のマークが入りました認証書及び左上のスプーンとフォークを図案化した認証マークが交付され、いずれか一方を施設に掲示していただきます。なお、リーフレットの一番右下の「新しく認証取得シールができました！」という認証取得マークにつきましては後ほどご説明いたします。

それでは、お手元の資料1の1ページをお開けいただきたいと思っております。

「戦略的プラン1 食品衛生自主管理認証制度を充実する」の進捗状況についてご報告いたします。

事業内容は、対象業種の拡大、制度の普及、制度の信頼性確保の3つでございます。対象業者の拡大では、新たな認証基準を設定し、順次認証対象施設を拡大してまいります。また、認証施設の申請促進を図るため、製品へのマーク表示等のルール化を検討してまいります。制度の普及では、事業者への制度普及、都民への制度普及、他自治体との連携を進めてまいります。制度の信頼性確保では、都が実施する指定審査事業者への外部監査を充実し、指定審査事業者が行う認証業務の信頼性を確保してまいります。

次に、平成17年度実績をご報告いたします。

制度の対象業種拡大では、乳類販売業をはじめ食品を販売する6業種並びに飲食店営業の中でも大量に調理を行う旅館・ホテル及び結婚式場等の2業種について認証基準を設定し、計8業種を追加いたしました。

制度の普及では、事業者向け講習会は追加しました8業種の事業者向け説明会を含

めて29回開催し、事業者への制度普及を図りました。業界団体等が発行する機関誌、情報誌20誌に、本制度の概要を掲載させていただきました。

資料の2ページをごらんください。都民向けリーフレットの配布では、都民への制度普及を図るため、保健所、市町村に計4万2千部を送り、住民の方への配布をお願いいたしました。他の自治体との食品衛生等に係る会議等で、本制度の周知に努めてまいりましたが、栃木県では認証基準の設定方法や認証取得までの流れ等、都の制度と同様の栃木県食品自主衛生管理認証制度を導入いたしました。

制度の信頼性確保では、指定審査事業者すべてに立入監査を行いました。監査の結果、認証業務の公平・公正性に係る重大な指摘事項はありませんでした。

次に、18年度の予定をご説明申し上げます。配送車、名刺、リーフレットなどで使用可能な認証取得シールの作成につきましては、食品営業施設からの認証申請の促進を図るため、先ほどリーフレットでご覧いただきました認証取得シールを作成し、6月から指定審査事業者が認証書、認証マークを交付する際に、認証取得シールの使用方法、印刷方法を認証取得施設にお伝えしています。認証取得施設の公表につきましては、福祉保健局食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」にて、6月から新たに業種、施設所在の区市町村の名称から調べる形で公表いたしております。

マニュアル作成のセミナーの開催につきましては、認証取得を目指す施設での衛生管理マニュアル作成を支援するため、6月から来年3月まで毎月1回、計10回を開催する予定で、既に3回開催し、毎回定員の30名を超える参加状況でございます。なお、本日午後、第4回目を開催しているところでございます。

監査要領の策定につきましては、本年度の指定審査事業者への監査に用いられるよう準備を進めております。

新たな認証基準の設定につきましては、資料の方には記載しておりませんが、食品監視課内で準備を進めているところでございます。

最後に参考として認証取得施設を示しておりますけれども、認証取得施設数は、8月10日現在で合計122施設となっております。なお、17年度に認証基準を設定しました食品販売施設につきましては32施設、大量調理施設につきましては1施設の認証状況でございます。

以上でご報告を終了させていただきます。

【黒川会長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、産業労働局の事業であるプラン2と10をまとめてお願いいたします。

【大川食料安全室長】 それでは、私、産業労働局の方からプラン2とプラン10についてご説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページ、戦略的プランの2でございますけれども、生産情報提供食品事業者登録制度についてでございます。タイトルに「生産者」と入っておりますけれども、「生産情報」ということです。申しわけございません。訂正いただきたいと存じます。

この制度でございますけれども、簡単にご説明させていただきますが、参考資料の2つ目にこちらの資料がございます。ちょっとお開きいただきまして、こちらの登録制度の概要が載っております。1の「登録制度とは？」というところの中段の太字

になっているところでございますけれども、この制度は、平成16年度にスタートした制度でございます。食品の生産・製造・流通過程の情報の提供に取り組む食品事業者とその食品を東京都に登録いたしまして、生産情報が明らかな安心できる食品の目安とすることを目指してございます。16年の段階では、全国に先駆けて東京都で初めてこういった制度を設けたというふうに自負してございます。

登録の仕組みは、下に絵がございませけれども、関係事業者の方から東京都に登録の申請がございませ。東京都では登録審査会を設けまして、登録の基準に合っているかどうかを審査いたしまして、合っていれば事業者を登録いたしまして、真ん中にマークがございませ、通称パクンマークと言っておりますけれども、こちらのマークの使用を許可いたします。それで必要な情報を都民、消費者の方々に提供いたしまして、都民の方々はその情報につきまして、食品に書いてある表示、あるいは店頭での掲示、ホームページ等々で確認ができるという、そういう制度でございませ。

次ページに、登録の対象となるものでございませけれども、1つは都内に食品を販売する全国の食品事業者ということで、こちらの方は生産・製造事業者だけでなく、流通販売にかかわる事業者も登録オーケーですよということになっております。それからもう1つは、登録事業者が生産・製造する食品そのものについても登録の対象ということでございませ。

3つ目、登録基準でございませけれども、必要な基準といたしまして、生産情報の記録と保管、問い合わせ先の表示、窓口の設置、消費者への生産情報の伝達が登録の基準ということでございませ。登録をいたしますと、先ほど申し上げましたマークを使って、みずからきちっと生産情報を提供している事業者であるということも広く都民の方々にアピールできる。一方で、都民の方々は安心した食品が選択できるということで、消費者だけでなく事業者にとってもメリットのある制度と考えてございませ。例えば、農産物の例でいいますと、いつ種をまいたのか。いつ肥料をあげて、いつこんな農薬を使って作物がいついつ収穫されましたよといったような情報を消費者の方に提供していくということで、流通販売業者にとっては、その情報を切れ目なく消費者に伝達できる事業者はこの登録に乗っていただくという制度でございませ。

本資料の3ページでございませけれども、こちらの登録制度につきませ17年度の実績でございませ。17年度末現在で、登録事業者数が1,541事業者でございませ。この中には東京都内の事業者、個別の事業者だけでなく、先ほど申し上げましたように、東京都が初めて取り組んだ制度でございませけれども、その後各県、あるいは団体等もこういった制度に取り組んでございませ。そういう中で、JA全農、茨城県農協中央会等、こういった同様の制度に取り組んでいる団体と協定を締結しまして、審査の簡略化と事業者の拡大ということで、連携した取り組みも進めてございませ。また、制度の普及につきませは、イベント等で消費者にPRする。あるいは内容について事業者等に講習会を開催して拡大を図るといったことを実施してございませ。また、「オレンジページ」という雑誌にも、この制度につきませPRいたしまして、より多くの事業者がこの制度に乗っていただく形、また消費者の方にこの制度を知っていただくということで取り組みを進めてございませ。

制度の信頼性の確保ですが、この制度に乗っていただいた後に、きちんとそ

た情報が消費者の方に届くような仕組みが維持されているかということでチェックをしてございます。17年度につきましては、現地調査98件ということで、大きな違反と申しますか、約束違反はないですけれども、若干の届け出事項、名称等変更につきましては、口頭で注意ということで指導をしてございます。

登録審査会を年に4回開催してございます。また、都民のための食の安心推進協議会を3回開催いたしまして、制度の信頼性の確保に取り組んでございます。

18年度、今年度の予定でございますけれども、静岡県で新たにこの制度と同様の「しずおか農水産物認証制度」という制度を立ち上げるということでございます。こちらにつきましては、今連携の話し合いを進めてございまして、11月ごろを目途に静岡県と提携をする予定になってございます。

今年度末までの登録事業者数としましては、計画として2,300を目標にしてございます。現状と六、七百ほど差がありますけれども、静岡県で大きな数で取り組むということがございますので、今のところはこの計画の数値につきましては達成できるかなと考えているところでございます。

生産情報提供事業者登録制度につきましては、以上でございます。

続きまして、東京都食育推進計画の内容についてご説明をさせていただきます。

戦略的プランの10ということで、本資料の17ページになります。東京都の食育推進計画につきましては、17ページの中段に書いてございます庁内の関係6局で連携して、計画の策定を検討しております。17年度から策定を検討してございまして、18年度7月末に中間まとめ、それから今現在最終まとめに向けて最終の作業を進めているということでございます。

内容につきましては、資料2に基づきまして、東京都食育推進計画のポイントをご説明させていただきます。

まず、資料の上に4つの黒四角で、いわば東京都食育推進計画の内容、特徴がございまして、1つ目といたしましては、こういった取り組みをするかと思いますが、家庭での食育支援、交流や体験の場の整備、適切な情報を総合的に発信するといった取り組みの中身でございます。こういった取り組みを進めるに当たりまして、都民の方々のライフステージごとに重点的なテーマを明確にいたしまして、それに向けて取り組んでいくということでございます。3つ目といたしまして、東京という都市にはさまざまな食のサービス、具体的に言いますと、レストランとか外食の店、あるいはお総菜を売っている中食のお店、そういった都市に集積したさまざまなサービスですとか、あるいは多くの人たち、また情報、そういったものが多くございますが、そういったものを大いに活用しながら食育に取り組んでいこうということでございます。4つ目として、こういった取り組みにつきましては、推進体制を整備いたしまして、庁内の関係部署、区市町村、関係団体等と協議会を設置いたしまして、総合的に食育に取り組んでいきたいと思います。

東京の食をめぐる問題ということですが、大きく3点に分析してございます。1点目といたしまして、家庭での食育機能が低下しているということで、なかなか家族で食卓を囲む機会が減っているとか、あるいは家庭の中で食習慣を身につけにくくなっているといった現状がございまして、2つ目として、食を大切にしている心が薄れてい

るという問題。東京は非常に便利な食の環境がございますけれども、一方で、簡単に、便利に食を手に入れられるということで、食を大切にする、あるいはもったいないと思う、そういった心がなかなか身につけにくいとか、あるいは生産の現場と消費の場所が離れているといったこともあって、なかなか生産を実感できない。そういったことで食を大切にする心が育ちにくくなっているという状況があるのではないかとということでございます。3つ目といたしましては、食に対する理解の不足と食生活の乱れということで、生活習慣病等が言われますように、食事栄養バランスの崩れなどでの健康面での問題、また伝統的な食文化が継承されにくいですとか、あるいはグローバルな食糧の輸入大国である日本、そういったことがある一方で、食品の大量廃棄などもされているといった食を取り巻く環境への理解を進めながら取り組んでいく必要があるだろうといったことでございます。

取り組みの方向と具体的な施策でございますけれども、1つ目といたしまして、家庭、学校、地域が連携して子供の食育を進めましょうということで、各学校におきまして食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、学校全体で食育に取り組むとか、あるいは子供の生活習慣確立のためのプロジェクトの実施、また乳幼児とその保護者を指導する人材の育成と活動の支援といったことを取り組んでまいります。2つ目といたしまして、食の生産現場との交流と体験の場をつくるということで、食の生産者、あるいは製造者と消費者との交流を促進支援するということで、各種のイベントですとか、あるいは地場産の食材を活用して学校給食を推進していきましようということ。また、体験の場の拡充と食育拠点機能の充実ということで、そういった体験の場を確保するために、そういった拠点機能を充実させましようといった取り組みでございます。3つ目といたしまして、東京に集積した食に関する情報や食のサービス、人材、伝統を活用するということで、身近な食の生活の現場から情報を発信しようということで、外食のお店や中食のお店、あるいは社員食堂、そういったところから栄養情報の提供ですとか、あるいはヘルシーメニューの提供、食事バランスガイドの活用といったことで、食育に取り組んでいきましようということでございます。また、都民にわかりやすい情報発信ということで、特に食の安全等に関しましては、科学的な正しい情報を提供するということで、ウェブ、あるいはフォーラム、講習会等で都民が正しい情報を選択できるような環境をつくっていきましようということでございます。また、伝統的な食文化の継承、あるいは食のあり方の追求といったようなことについても取り組んでいくということでございます。

下段にライフステージごとの重点テーマを掲げてございますけれども、こちらにつきましては、乳幼児から小学生、あるいは小学生から中学生、また高校生以上大人の世代、大まかにこういう世代、ライフステージに分けまして、それぞれのステージにおいて、例えば乳幼児につきましては好き嫌いなく食べる、あるいは食事の行儀マナーを身につけるといったような基礎的な食習慣や知識、食行動を身につけよう。また、小中学生につきましては、生産の体験の学習等を通じて食を大切にする心や自己管理の能力を身につけよう。また、大人の世代につきましては、情報をきちっと把握いたしまして、みずから健全な食生活を実践していこう。また、次世代を育成するということについても、責任を果たしていこうというような形での取り組み、重点

的なテーマを設けて取り組みを進めていきたいと思います。

以上が東京都食育推進計画の概要でございます。

【黒川会長】 ありがとうございます。それでは、続きましてプラン4、これを中央卸売市場の方からお願いいたします。

【長田食品安全担当係長】 それでは、戦略プラン4、資料1の8ページをご覧ください。こちらにつきまして、中央卸売市場よりご説明をさせていただきます。

「戦略的プラン4 事故発生時における的確に被害の拡大防止を図る」ということですが、中央卸売市場におきましては、食の安全性の確保ですとか、その推進という中では、安全品質管理者というのが非常に重要な立場を占めております。まず最初に、こちらの安全品質管理者についてご説明をさせていただきます。その後、昨年度の実績、それから今年度の予定についてご説明をさせていただきます。

安全品質管理者につきましては、8ページの下段に書いてございますけれども、安全品質管理者、Safety & Quality Manager、各言葉の頭文字をとりましてSQMと称してございますけれども、平成15年に、私ども中央卸売市場の安全品質管理者設置要綱によりまして最初に設置されました。その後、平成17年3月の中央卸売市場条例の改正に伴いまして、食の安全性を確保する体制ということで、条例の上で明確に規定されることとなりました。

こちらのSQMですが、私ども中央卸売市場が管理しております築地市場や大田市場、全部で11の中央卸売市場があるわけですが、そちらの副場長や業務課長など東京都の職員が24名。それから各市場の卸売会社。こちら、会社は全部で36社ございますが、こちらの取締役や総務部長など総勢92名。それから各場の仲卸業者。仲卸業者につきましては膨大な数になっておりますので、その代表ということで各仲卸業者の組合、こちらは全部で23組合ございますけれども、こちらの理事ら55名。総勢171名で構成されております。

SQMの職務ですけれども、大きく分けまして3つございます。まず1つ目といたしまして、中央卸売市場における食品による危害発生時の連絡調整役という立場でございます。中央卸売市場におきまして、人の健康を損なうおそれのある物品の排除、回収などを担当者に伝える役割を担っていただいております。また、市場の中で発生しました感染症等の発生時の消毒など、危害の拡大防止などの実施にも協力していただいております。

職務の2つ目といたしましては、食品の安全性を確保するための事業や市場構成員、団体が行う自主的な衛生管理に関する取り組みの推進役。すなわち各会社、各組合がそれぞれの社員、もしくは組合員に対して行います普及啓発事業や研修・講習会などの企画や立案、または実施の中心的な役割を担っていただいております。ただ、SQMの方々にそれをすべてやれというのなかなか酷なものですから、私どもの方でそのSQMへのサジェスションといいますか、支援という形で、昨年度も7回ほど普及啓発等の会議をやっております。

3つ目といたしましては、こちらは食の安全からは少し離れてしまいますけれども、環境の確保、改善に関する取り組みの推進役ということで、市場内を走っております車などの排気ガス対策ですとか、市場内は非常に廃棄物がたくさん出ますから、その

廃棄物対策。また食品のリサイクルの普及等々という活動、大きく3つの活動を中心にやっけていただいております。

以上のSQMを活用いたしまして、平成17年度の実績といたしましては、まず1つとしましては、「食品等危機発生時の対応指針」を策定いたしました。私ども中央卸売市場は、今回のSQMに対しまして、食品等の危害が発生した場合に、どういった違反があったのかといった情報を必要ならば通知を出しております。私どもSQM通知と言っております。昨年度はこれに関します通知が全部で35件ございました。この対応指針ですけれども、この通知、例えば法令違反等々のことが載っている場合に、やはり通知を受け取って直ちに迅速・的確に対応しなければならないということで、この対応指針の中でそれぞれの危害を大きくA、B、C、D、Eの5段階に分けて、その段階ごとに具体的な事例ですとか対応を明示しているものです。具体的に申しますと、例えばAランク、これは最も重大な事故ですけれども、食品への影響がある重大な事故が発生した場合などを想定して対応を書いておりますけれども、まず中央卸売市場の中に危機管理対策本部を設置いたしまして、そちらの決定に基づいて市場の卸売業者に対して、例えば物品の入荷の停止や販売の禁止などの措置をとるように明示している。そのようなものを、対応指針ということで策定いたしました。

平成17年度の事業の2つめは、平成17年11月に、SQMを活用いたしました危機発生時の対応訓練を実施いたしました。私ども中央卸売市場からの指示をSQMを通じて市場内の卸売業者、仲卸業者に迅速・正確に伝わるかどうか。また、その伝わった業者からの報告が迅速に行われるかどうかという情報伝達訓練を実施いたしました。ちなみに平成17年度は11月17・24・29日に、市場の中で大きく扱いの部類により、水産物、野菜などを含めた青果、それから花（花き）、この3つの各部類ごとにそれぞれの訓練を実施しております。訓練の結果ですけれども、私ども市場の方から早い段階で各業者の方に連絡をすれば、少なくとも午後1時までには報告があります。例えば、法令違反になった産地のキャベツの取り扱いがあるのかどうか。また、あった場合に残品がどのくらいあるかを午前中に通知で出しますと、少なくとも午後1時の段階で取扱状況などが把握できることが確認できております。

以上が平成17年度の実施事項でございます。

続きまして、平成18年度の予定でございます。1つ目といたしましては、食品危害対策マニュアルの作成でございます。実は、中央卸売市場では既に平成15年5月の段階で、食品危害対策マニュアルを含めました危害対策マニュアルを作成しております。ただ、その後17年3月に、東京都が危機管理対応指針をつくりまして、これを受けましてより迅速・的確に対応できるようにということで、以前つくりました危機管理マニュアルをそれぞれの事象ごとに震災対策編、事件・事故等の対策編、食品危害対策編の3部に分けてそれぞれマニュアルを作成いたしているところでございます。マニュアルで従来と大きく変わるところですけれども、今回SQMが17年度の条例改正に基づき明確に条例上規定できたものですから、こちらの対策の連絡体制の中にSQMを明確に位置づけたところが一番大きな変更点となっております。

続きまして、やはり今年度もSQMを活用しまして、昨年度と同じように危機発生時の対応訓練というのを予定しております。昨年度11月に実施したんですが、今回

は10月に実施ということで予定を考えております。

以上のような取り組みを行いまして、中央卸売市場において、食品等の事故の危害が発生した場合に、その危害の拡大を防止する対策を行っております。以上です。

【黒川会長】 ありがとうございます。それでは、続きましてプラン8ですか。お願いいたします。

【古田福祉保健局副参事】 それでは、私の方から、「『健康食品』による健康被害を防止」という戦略プラン8の説明をさせていただきます。

この事業は、健康被害ということで、福祉保健局が所管ですけれども、健康食品対策事業につきましては取引上の被害ということもございまして、全体事業といたしましては、生活文化局と連携して行っているものでございます。

私どもの説明は、平成17年度の事業の概要、それから平成17年度に本審議会と同様に知事の附属機関であります東京都食品安全情報評価委員会の方から健康食品に関する報告が行われました。この報告についての概要を簡単に説明させていただいた後、この報告を受けた平成18年度の予定についてご説明をさせていただきます。

13ページのところでございますけれども、平成17年度の実績です。まず、事業につきましては、事業者に対する監視指導ということで、健康食品を実際に市場から購入しまして、その成分や表示につきまして検査を行っております。平成17年度は157品目を検査しまして、4品目医薬品成分を検出しました。これは薬事法違反品となります。

それから、表示・広告の検査につきましては157品目を検査し、139品目から薬事法、食品衛生法、健康増進法、JAS法、景品表示法、いずれかの法律に抵触する違反を発見いたしました。平成17年度の調査は、この表の右側をご覧くださいますと、インターネットで購入した品目数が138ということで、インターネットで販売されているものを中心に調査を行いました。

なお、ここに違反率として88.5%と記入されておりますけれども、これはこの調査での違反ということで、市販品一般の平均的な状況を示すものではございません。この点どうぞご注意いただきたいと思います。

申しおくれましたが、健康食品とは一体何かということで、必ず健康食品の話をするときにさまざまな議論があります。14ページの参考、「『健康食品』とは」をご覧くださいと思います。私ども、ここで健康食品と申し上げておりますのは、まず健康食品には法律的な定義はございません。「健康補助食品」とか「いわゆる健康食品」などいろいろな名前と呼ばれております。ここで健康食品とは、国が定めた保健機能食品を含めました広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されているもので、食品の形をしたもの、あるいは薬のような形をしたサプリメントのようなもの、など幅広くとらえております。

それから、事業者指導の2番目としまして、事業者講習会を実施しております。毎年1,000人を超える事業者の方にお集まりいただきまして、法令の改正等々につきまして講習を行っております。

次の項目の評価委員会のことは、後ほどご説明を申し上げます。また、(3)(4)の、危害防止のための仕組みづくり、医療機関に対する情報提供の仕組みづく

りにつきましては、18年度の事業の中でご説明を申し上げます。

5番目、都民への普及啓発ということで、食の安全都民フォーラムを開催いたしました。健康によいと言われる情報の見方について意見交換を行いました。

引き続き、資料3でございますが、東京都食品安全情報評価委員会の報告の概要を掲載させていただきました。本日は、簡単に説明をさせていただきます。

健康食品につきまして、これまでにさまざまな健康被害等々がありました関係で、この評価委員会での検討課題として取り上げました。2「健康食品」を巡る現状の「健康影響の把握」をご覧いただきたいと思います。都内の医師、薬剤師の2割前後が被害を疑われる患者の診察等の経験があるという調査がございます。これは、東京都医師会の協力により、私どもが実際に調査したデータでございます。また、健康被害を分類しますと、製品自体の安全に問題がある場合と、利用方法や利用者の体質など、利用者側に問題がある場合の、大きく2つに分けることができます。

これを踏まえまして、3の(2)で、健康影響事例に見られる問題点を分析し、3点に整理いたしました。1点目は、「健康食品」関係事業者に見られる問題点です。健康食品の健康被害が起きるのは、安全ではない製品がつくられてしまった。その原因としましては、安全性情報を事業者が十分に収集しないで製品等をつくったことに原因があるだろうということです。それから、利用方法等につきまして利用者に十分情報が伝わっていないということがございます。事業者から都民に提供されている情報が有用性に偏っているということが原因として挙げられております。2点目は、「健康食品」の利用における問題点です。これは利用者側の問題点といたしまして、病気の治療やダイエット効果など健康食品に過剰な期待をしている。あるいは、治療を中断してしまうといった不適切な利用による問題が掲げられます。また、中国製ダイエット用健康食品の事例で問題が明らかになりましたけれども、個人輸入やネットオークションが安易に利用され、安全性が確認されていない製品が利用されているということがございます。それから、健康食品の選択や利用にマスメディアの情報が大きな影響を及ぼしており、利用者が情報に翻弄されているのではないかと。例えば、健康食品ではございませんが、先日、白インゲンマメのダイエットの放送があり、多くの視聴者が実際に行って健康被害が起きたという事例もございました。3点目は、健康影響の把握に係る問題点です。医療現場で患者の健康食品の利用状況を必ずしも十分に把握できていない。これは、利用者は使っていることを言わない、医師は積極的に聞かない、という両者に原因があるようですけれども、そのために、もし健康食品が原因であっても、健康影響の探知に時間を要している。それから、情報の不足等により健康食品と症状との関連が疑われても、原因と特定することがなかなか難しい。都においては、健康影響情報を把握する体制が必ずしも十分には確立されていないことが挙げられました。

これを受け、健康食品を安全に利用するためのさまざまな関係者の役割と課題、東京都が実施すべき取り組みの方向性が食品安全情報評価委員会で報告をされました。

資料1の14ページ、18年度予定をご覧いただきたいと思います。

資料3の報告を受けまして、平成18年度には新たな対策を考えております。1番目といたしまして、事業者の指導・支援でございます。健康食品製造業者等への監

視・指導の実施・充実。それから試買調査の充実です。先ほど申しました試買調査、これは特に違反発見の観点で調査をこれまで行ってきましたけれども、これに加えて、都民の方が多く利用している健康食品についての問題点等についても調査をしてまいりたいと思っております。また、事業者の監視・指導でございますけれども、先ほどの事業者の問題点を踏まえた監視・指導のあり方を現在検討中で、これを踏まえた監視・指導を行っていきたいと思っております。

2番目といたしまして、都民への普及啓発です。新たに、リーフレット「『健康食品』を安全に利用するためのポイント」を作成しました。また、参考資料4のリーフレット「誤解していませんか？健康食品」は、全部で66万部作成いたしまして、都内の全中学校を通じまして中学生をお持ちのご家庭に配布をお願いしたところでございます。ほかに、保健所、消費者センター等でもお配りいたしております。こうして、家庭でも健康食品をこれから使うと思われる学生や生徒と一緒に、健康食品を考えていただくきっかけとしていただきたいと思いますと思っております。

3番目といたしまして、医療関係者との連携です。資料3の「健康食品を利用して『体調不良』を感じたら～都は医療機関と連携して情報収集を開始します～」という、これは7月26日に報道機関に公表いたしました資料でございます。

東京都では、東京都医師会、東京都薬剤師会と連携をいたしまして、積極的に健康食品にかかわる健康被害に関する情報の収集を行います。この仕組みを図であらわしてございます。まず、都民が診療所、あるいは薬局に健康食品に関する何らかの被害について相談した場合、その診療所はその状況をお聞きし、東京都医師会、東京都薬剤師会に情報を上げていただきます。もしこの情報の中で、行政対応が必要な違反や重篤な事例に該当するような場合、迅速に行政対応を行います。それから、さまざまな情報から必要なデータを解析してこの情報を分析してまいります。

以上でございます。

【黒川会長】 ありがとうございます。

これで戦略的プランの進捗状況の説明は終わりました。かなりのボリュームでございます。時間もあまりありませんけれども、ただいまの説明に関しまして、どうぞ、ご質問ご意見ございますれば、お願いいたします。

【奥田委員】 8番の健康食品の件でお尋ねしますが、法令違反でないと事業者に対して指導などができないのかという観点からお尋ねしたいのですが、健康食品は、例えばコエンザイムQ10などは医薬品で容量が決まっていますが、食品ということで量が限られていません。そうすると、医薬品より明らかに多い含有量があっても、法令違反ではないから指導できないのか。あるいは、例えば、医薬品と一緒に飲み合わせるのはやめましょうと注意書きがありますが、私たちが調べたところでは、例えばコエンザイムQ10にはビタミンEが酸化防止剤として過剰に添加されているわけですね。そうすると、ビタミンというのはさまざまなものに入っている率が高いのですが、そうした場合に、健康増進法が参考にする、例えば栄養素の中の1日の所要量というものがあって、それに対して100%が普通だとすれば、百何十%とか、ひどいのになると300%とか箱に書いてあるわけですね。100%が1日所要量であれば適当なのに、300%と平気で書いてあるということに対して指導ができない

のか、そういったことをお尋ねしたいんですけど。

【古田福祉保健局副参事】 お答えいたします。まず今話題となっておりますコエンザイムQ10の件でございます。これにつきましては、つい先日、国の食品安全委員会の方から、現在出されている資料では十分な検討ができないというような回答が出ました。ご説明いただきましたとおり、コエンザイムQ10は医薬品成分としても使用できる成分で、薬で使う量が決まっております。現在市販されているコエンザイムQ10の健康食品の中には、この薬で許可されている量を超えた量が添加されているものがございます。今回の申請は事業者側からもっと使っても大丈夫じゃないかということで、使えるようにしてほしいとの要望が出たことに対し、国の安全委員会では、安全性等を検討するに十分な資料がないのでそういった検討はできないと回答しました。薬と食品でも両方使える成分というのは、コエンザイムQ10以外にも幾つかあります。こういったものにつきましては、医薬品で認められている量を超えないようにとの指導が行われております。ただし、先ほどおっしゃられたとおり、法律でこれを超えたら違反品として取り締まるといような規定にはなっておりません。

また、過剰摂取の問題もでございます。健康食品につきましては、たとえ薬で使われている量を超えないように配慮されている場合でも、例えばある健康食品とさらに別の健康食品をとった場合、同じ成分を大量に摂取してしまうことがあります。こういったことを現在の健康食品の制度の中では明確に事業者に対して義務づけることは残念ながらできません。このために私どもは、健康食品を使っている方に、健康食品の中に書いてある表示、成分の量などを十分考えて、本当に自分にとって必要なものかどうか、そういったものを十分見極めて摂取していただきたいということでこのリーフレット等を用いて普及啓発を図っているところでございます。

【黒川会長】 では、ほかに。

【飛田委員】 ただいまのご説明をお伺いいたしまして、積極的にプランを実施していただけるようで、大変ありがたく、頼もしく感じているものでございますが、幾つか気づいたこと、お尋ねしたいことがございます。

まず、プラン2の生産者情報提供食品事業者登録制度でございますが、これに関しては、新たに静岡県も導入するというところで、他団体等との連携をこれからも充実させていこうというお話でございましたが、ぜひその場合に、他団体と情報を共有していただきまして、レベル的に、私たち他県の農産物等をたくさん利用させていただくものでございますから、水準を維持していただきたいと思っております。そして、その同じプラン2で、帳簿等の調査等を実施ということで、ここに口頭注意の件がございますけれども、この内容が簡易な指摘事項であったということですが、これらの信頼性の確保のための調査はぜひ積極的に行っていただきたいと思っております。その際に、信頼性を確保するために、厳しいことを申し上げるようですが、あまり事前に通告などしないで、また問題のあったところには抜き打ち的に行っていただくような、追跡調査をしていただくような措置をおとりいただけたらありがたいと思ってお話を伺いしておりました。

それから、プラン3、科学的知見に基づく未然防止の件でございますが、ここについては、いろいろなデータの中で汚染調査をしていただいたもの、これは数値がいろ

いるあると思いますけれども、この中でこの数値は見逃せないという判断の内容がございました場合には、1回限りにならないようにフォローアップをしていただきたいと思っております。そして、そういった内容なども食品衛生教育用のビデオ等に反映して、消費者に情報提供できるものなどはお願いできたらと思いつながらお伺いいたしました。

それから、ここにも関係があることで、健康食品の安全性の問題でございますが、これについては、特に新しいところではメタボリックシンドローム（メタボリック症候群）という言葉が昨今いたるところで使われておりますけれども、これらを使ったような新しい健康食品等が大量に出回るのではないかとということと、それからまた昨今、高齢化になり、若返りをうたっているもの、あるいは不老長寿的なものなども市販品が随分目立っております。これらの中には、それこそプラセンタのようなBSEの関連の一応リスクのあり得るという評価のあるものもあるようでございますし、ぜひ高齢化をめぐっての健康食品の問題、新たな用語の問題などもお取り上げいただけたらありがたいと思ってお伺いしました。

それから、戦略的プラン4ですが、ここで危機管理対策をいろいろとおとりいただいて大変ありがたいと思っております。市場に限りませんが、事業者によるいろいろな食堂等の安全性を確保するプランがございましたけれども、そこも共通していると思っておりますけれども、ISO22000でしたか。食品関係の新しい国際規約ができておりますけれども、それらの指針との関連性、もし先に進んでいる指針、SQM制度とかこれらの中に取り入れるべきものがあれば、新しい知見ですとか、新しい手法を積極的にお取り入れいただけたらありがたいと思いたしました。

それから、環境確保のお話がございましたけれども、これに関しましては、やや本筋から離れますけれども、排ガスとかリサイクルの問題だけでなく、食品に直接影響があるという点では排ガス等はまた影響があるかもしれませんし、温度管理等も影響があつて、そういう視点が必要かと思っておりますけれども、例えば、自然エネルギーの導入なども、東京都で先進的にお取り上げいただければありがたいと思っております。

それから、輸入食品のプラン5のところでございますが、ここで、輸入業者、倉庫への立ち入りが704件というお話をいただいておりますが、これが全体のどれくらいに該当するのか。また今回立ち入らなかつたところについて今後どのようにご検討なさっておられるのかということもお聞かせいただければと思います。

それから、平成18年度について、動物用医薬品などの検査も検討して下さるということで、また新たに拡大を図るということでございますけれども、ホルモン剤なども含めてご検討いただければありがたいと思ってお話をお伺いしておりました。

それから、プラン6でびっくりいたしましたのは、キュウリの作付予定圃場の中の調査対象の2割弱、18%でしょうか。ドリン系農薬が検出されているということで、土壌汚染の問題がクローズアップされているのではないかとと思ひまして、このような調査をしていただけたということは、これからの改善につながる重要なステップだと思います。ぜひ今年度以降もドリン系農薬に関して調査していただけるようすけれども、土壌の汚染の問題などもあわせて両方からの配慮、そこで生産させないということと同時に、他部局との共同提携もしていただけたらありがたいと思いたしました。

それから、プラン8ではインターネット等もよくお使いになられて、美容、健康等

の商品の試買等を行っていただきまして、これは大変目立つものでございます。今後もそのようなやり方で積極的にいろいろな媒体についてしていただくとともに、危害防止を考えていく場合、そのデータをつくっていただいて、先ほどプライバシー保護法案との問題があるというお話をお伺いしておりますけれども、もう1つ違った視点からいいますと、被害者については民事的な被害救済の対象になり得る存在だろうと思いますので、その辺の東京都の被害救済との兼ね合いで、情報を慎重に集めていただく必要もあるのではないかという印象を持っております。またテレビ番組等の取り扱い方の問題なども、健康食品の一般的なものと同様でございますけれども、非常に問題のある扱いが多いので、私たちは日ごろ非常に依存しがちになってきておりますので、その辺も広告とのつき合い方、CMの問題点などを含めて、幅広い年代層にアピールするような教育的な情報提供をお願いできたらと思っております。

いろいろとお願いばかりで恐縮でございますが、お尋ねもございましたけれども、ぜひよろしく願いできればと思っております。ありがとうございました。

【黒川会長】 ありがとうございます。たくさんのご要望とそれからご質問をいただきましたけれども、時間の限りもありますので、まずは、特にご質問に対して各担当者からお答えを願いたいと思っておりますが、あと要望ということで、それに対するコメントが特にございますれば、それもお願いいたします。

【中村食品監視課長】 それでは、まずはっきりしているところからですが、輸入業者、倉庫への立入り704件ですけれども、母数は約1,200件です。ですから、大体2年に1回のサイクルで回るような形で全数を、1年だけでは無理ですが、そのような形に入っているということです。

それから、動物用医薬品の中にはホルモン剤9種類も含めて検査対象となっております。

それから、私どもの申し上げたものの中では、PCBなど有害化学物質による汚染状況のデータにつきましては、福祉保健局の専門委員会である化学物質保健対策分科会で専門家のご意見もいただいたうえで公表しております。難分解性の化学物質でございますので、長期のモニタリングが必要かと考えておりますので、今後とも継続したいと思っております。

【黒川会長】 ほかのプランの担当者でご発言願います。

【大川食料安全室長】 それでは、要望ということで受けとめさせていただいておりますけれども、生産情報提供事業者登録制度につきましては、実は後発の団体ほど少しハードルが高くなったりする傾向もございます。静岡県の制度は、私どもの制度よりさらに少し厳しいようなところもございます。そういったところで、連携していく上では当然のことですけれども、我々のレベルを下げるということは絶対しないように取り組んでまいりますし、また信頼性の確保ということでの調査につきましても、当然のことながら、電話で抜き打ち調査をすることもございます。制度を運営していく上では、まさしく消費者の方々に信頼していただくということが第一だと思っておりますので、その点については十分に取り組んでまいります。

それから、ドリン剤の関係ですけれども、今日はJAの高橋委員もいらっしゃいますけれども、東京都は、ドリンの畑への残留につきましては、残念ながら事実でござ

います。そこで栽培するものについては、絶対そういうものはそこでは栽培しないということで、特にJAで取り組んでおりますし、我々もそういう形で進めておりますので、そういった心配についてはぜひご安心いただきたい。あと、調査の継続、それからドリン剤そのものが畑からなくなることについては、消極的には鉢物のようなもので栽培する方法もありますけれども、それはあくまで土壌にはドリン剤は残っているということですから、むしろ積極的にドリン剤がなくなるような対策についても試験研究などを含めて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【黒川会長】 ほかに。

【長田食品安全担当係長】 中央卸売市場でございます。先ほどISO22000の関係ということでお話がございました。ちょうど私ども、このSQMを使った制度も危機管理の対応ばかりではなく、業者における品質管理の向上も非常に大きな点と考えております。たまたま平成18年度の事業ですけれども、卸売業者30幾つ中の24社を対象に品質管理向上のためのマニュアルをつくらせようということで現在動いております。実際の会議ですけれども、9月25日に第1回目の検討会議をさせていただきまして、そちらで、この業者に対する品質管理の向上をどうあるべきかを議論する予定となっております。ご参考までにご報告させていただきます。

【古田福祉保健局副参事】 健康食品のことで、ありがとうございます。今後ともいろいろな健康食品が出てくると思います。さまざまな問題というものも出てくると思いますので、積極的にそういったものの調査を行っていききたいと思います。

それから、テレビ情報の問題についてお話をいただきました。テレビのCM等につきましても、それぞれのテレビ局に審査部門という機関がございます。私どもテレビ局のキー局を担当している特別区とも連携をいたしまして、こういった方々の集まる団体に情報提供を行って、あるいは指導を行っているところでございます。

【黒川会長】 それでは、飛田委員、これぐらいの対応でよろしゅうございますか。

【飛田委員】 そうですね。皆様方がいろいろご計画を立てて、ステップ・バイ・ステップといいましょうか。段階を經ているいろいろやっておられると思いますので、お取り上げいただけるものがございましたらぜひお取り上げいただいて、ご参考までに申し上げた点がお役に立てば幸いです。よろしく願いいたします。

【黒川会長】 それでは、もうお一方かお二方。

【松田委員】 いっぱいありますけれども、時間もないので限定して質問しますが、市場のSQMという制度ですけれども、このSQMとはマネジャーですよね。マネジャーというのは一体だれがマネジャーをやっているのか。先ほどの話だと、都の職員が24人で、卸の方が92人で、仲卸が55人でしたか。そうすると、卸の方、仲卸の方が市場の衛生管理をやるのに本当にふさわしい方がやられているのか。部長とか、あるいは社長、副社長クラスの上層部ということになると、これは一体何のための制度かが私は全然わからないのです。ただ、危機対策のマニュアルとしては、指揮命令系統からいうと、上層部が言うのが一番いいから、これでいいかなとも思いますけれども、ただ、先ほどからずっと話を聞いていると、卸売市場が1つのハザードだという認識が全然ないような気がしました。世界の流通事情を見ますと、卸売市場がだん

だん傾いてきているというのは、スーパーマーケットも卸売市場からあまり入れたくないというのが現状だと思うんですね。品質管理がきちんとなされていない。それに対して、卸売市場で一体どうやって品質管理をやるのかなというふうに興味を持っていたのですけれども、24社が集まって品質管理のマニュアルをこれからつくる。私は以前から市場関係の方にお知らせしていますけど、これはヨーロッパの基準があります。世界卸売連盟という組織があって、そこでGood Practiceのマニュアルというものがもうできていますので、できれば、そういうのをきちんと取り入れて、国際的に通用するようなマニュアルにしていっていただきたいというのが1つです。

それと農薬のことですけれども、ポジティブリストに対応した検査をするということでしたら、ポジティブリストの特徴というのは今まで取り締まられなかった登録のない農薬でもひっかけられるということなんですね。早い話が一律基準でひっかけることができるということだと思うんですよ。そうすると、先ほどからおっしゃられているように、現地で何を使っているかというような農薬の利用実績だけ調べて、この作物にはこれを使っているからこれだけ調べましょうとなると、ポジティブリストの本当の特徴であり目的であるドリフトとか、なぜ入っているのというような農薬が出てこないわけですね。それだと、きっと、ポジティブリストに対応したことにはならないだろうと。僕が一番心配しているのは、ポジリス対応で一斉検査か何か、240とか400とか一遍に検査して、これは一体何で出てきたかがわからない農薬が出てきたときに、それがドリフトだとすると、当然風評被害は起きます。そのときに一体誰がどのように責任をとるのか。都がとるのか国がとるのか。これは農林水産省にも聞きましたところ、原因を究明して、その改善策をとってから発表するから風評被害は発生しないと言っていました。でも、あれは間違っています。絶対起きます。そのときにどうするかといったら、今一般的に言われているのは保険を掛けなさいということなんですね。農業者が共済みたいな形で保険を掛ければいいと。ただ、それでなくても農業者は負担が大変なのに、今さらそんな農薬のドリフト被害が出たときのために保険を掛けるというのは、多分彼らはできないと思うんですよ。それも、スーパーマーケット、量販など販売店などが行った独自検査の場合にはそれは適用されない。販売関係の方もいらっしゃるのをお聞きしたいのですが、独自にポジリスの検査をやってドリフトで何かおかしなものがほんの少しだけ、0.02ppm出たと。そのときにどうするんだろうと。回収するんだろうか。わかるまでに時間がかかるので、そのときはみんな消費されているんですよ。そうすると、条件が変わった圃場からでき上がったものを出さないようにさせるのか。その辺の対策をもう少しきちんと考えてから検査をしていただきたいと。検査するなと言っているわけではないです。検査するなと言うと消費者の方から怒られますので、やっぱりやらざるを得ないとは思いますが、やっぱりやるのであるならば、それでひっかかった場合の処置をどうするか。どういう形で公表するかという、それこそ危機対策マニュアルみたいなものをきちんとつくってからやっていただきたいと思います。

【黒川会長】 それでは、2つ大きな質問だと思いますが、SQMの方の関係から。

【荒井事業部長】 市場の関係でございますけども、確かに、市場で完璧な衛生対策ができていますとまでは申し上げることは、残念ながらできません。それにつきまし

では、例えば設備面の問題もございます。それから、そこで品物を取り扱う意識の点がございまして、こういったものを改善していくということで、必要な投資を行いながら設備の改善にも努めてまいりますし、先ほど来申し上げておりますS Q M、これは業界の皆様方は役員クラスです。責任者でございますので、その方々を通じて社員に対しての意識啓発等も行っております。それから、現場におきましては、各施設に施設管理責任者を置く。これは現場の衛生管理をやっていただく方ですけれども、そういう方も届け出ていただく。こんな対策をとっております、一步一步時代におくれないような衛生対策、品質管理対策をとっていきたくと思っております。

【黒川会長】 それでは、ポジティブリストに関して。

【中村食品監視課長】 ポジティブリストの件についてお答えいたします。ドリフトの問題など、非常に慎重な対応を要するところをご意見いただきました。非常に参考になりました。情報を前もってできるだけ収集して検査に臨むことは同じ考えでありますけれども、例えば日本という防除基準に示されている適正使用の範囲の農薬だけでなく、さまざまな違反情報も加味いたしまして、設定の項目を考えていきたいと思っております。それから系列の農薬につきましては、一斉分析法など幅広いとらえ方がありますので、委員ご指摘の点もできるだけ含めた内容で検査をしていきたいと。また、特に一律基準ですね。0.01の基準については非常に厳しい対応ということも想定されますが、結果的に出た場合には法的には違反として対応せざるを得ないのではありませんけれども、これにつきましては、委員のご発言も踏まえまして、慎重な対応ができるように検査に臨みたいと思っております。ありがとうございます。

【黒川会長】 それでは、もう1つ議事が残っております。ほとんど時間はございませんけれども、10分ぐらいでお願いしたいと思います。「都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」、これが3月の食品安全審議会に答申されたわけですが、この答申を受けて都の今後の取り組み、これに関して事務局からご説明願います。

【原口食品安全担当係長】 私から、都におけるリスクコミュニケーションの取り組みについてご報告させていただきます。

まず資料4をごらんください。1枚の図になってございます。こちらの資料は、平成18年度のリスクコミュニケーションの主に福祉保健局での取り組みについてまとめたものでございます。現在、食品の安全確保対策ではリスクの評価によりまして、どの程度リスクを小さくしたら悪影響が起きないかを科学的に求め、それ以下のリスクを安全で許容可能なレベルとしております。

一方、リスクの存在を受け入れ、安心して食品を消費できるとする心理的なレベルというものがございまして、それぞれの立場や情報量、個人の考え方で大きく異なることがございます。安全と安心の乖離が大きい問題こそ、わかりやすい情報提供や関係者間での話し合い、こういったものが重要になります。リスクコミュニケーションと申しますのは、食品の安全と安心を両立させる有効な手段となると思われま。

そこで、平成17年度は本審議会におきまして、「都における食品安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方」というテーマでご審議をいただきまして、平成18年3月に答申をいただきました。

真ん中の枠組みが、答申で示された都の役割となります。まず、食品の安全に関する情報提供と申しますのは、リスクを進める上での第一歩であり、必要な情報を整理し、より広く、よりわかりやすく提供することが重要であるとの提言を受けました。

そこで、主な取り組みとしまして、現在ホームページの充実に取り組んでおります。

まず、知りたい情報にたどり着けるホームページの入り口整備ということで、先程の戦略的プランの説明にもありました食品監視課のホームページ、「食品衛生の窓」のトップページに「たべもの安全情報館」というコンテンツを作成いたしました。こちらにアクセスしますと、添加物、微生物、遺伝子組換え食品など項目別になっておりまして、興味のある項目に入って情報を入手できる構成になっております。また、「食教育コーナー」というコンテンツも作成いたしました。内容でございますけれども、例えば、食品工場の衛生管理のポイント、食品ができるまでを学べる食品工場探訪というコーナー、あるいは教材箱と申しまして、小中学校などの教育の場で活用できる教材、「食品表示の見方」や「添加物のことを知ろう」などのテーマで教材がダウンロードできるようになっております。また、内容を紹介したリンク先の充実としましては、都のホームページ、あるいは国のホームページにいろいろなQ Aがございますけれども、このQ Aを収集しまして項目別に整理し、簡単に内容を示したリンク集の作成作業に入っております。

また、関係者との率直な意見交換でございますが、今年度は既に残留農薬等のポジティブリスト制度に関する意見交換会、それから健康食品をテーマに、食の安全都民フォーラムを実施いたしました。後ほど実施結果をご説明いたします。

それから、よくある質問とその回答集でございますけれども、当然、意見交換というものをこれから進めていく前提としまして、関係者の疑問や意見を把握することが必要になってまいります。ところが、実はどんな疑問が皆様の中にあるのかがよくわからない部分でございます。こういった疑問の掘り起こし、またよくある質問とその回答というものについては、これまでと同じような分け方ではなく、乳幼児をお持ちのお母さんへ、あるいは高齢者の方へ、妊娠している方へというようなライフステージ別にまとめるような形で、これまでとは視点を変えたQ & Aのまとめ方も検討しまして、今年度から来年度にかけて作業を行いたいと思っております。

3番目としまして、関係者との連携によるリスクコミュニケーションの促進・支援がございます。自主的な情報公開の促進ということで、都独自の制度としまして、平成16年11月から自主回収報告制度が始まりました。平成17年度には120件の報告がございまして、都のホームページに逐次その情報を掲載し、都民の方がいつでも、どんな自主回収が行われているのかを確認できる形でホームページに情報を掲載いたしました。これは、既に業界の方々に周知をいたしましてご協力をいただいている取り組みでございます。自主管理認証制度については、先程ご説明したとおりです。

そして、また先進的な取り組みの普及を図るシンポジウムの開催ということですが、平成19年1月の下旬でございますけれども、リスクコミュニケーションの取り組みを先進的に行っている企業の方々に、ご自分たちの取り組みの発表をしていただき、その発表に基づいて関係者の方々に意見交換をしていただくというようなシンポジウムを開催する予定でございます。

最後に、リスクコミュニケーションを適切に実施するための人材育成ということで、これは基盤整備になりますけれども、まずは内部職員向けということで講習会の実施、あるいはリスクコミュニケーションをどのように行ったらいいのかというノウハウなども盛り込んだ手引書の作成を考えております。これを基盤としまして、今後地域密着型のリスクコミュニケーションをもっと広げていきたいと考えております。

資料を1枚めくっていただきますと、18年度の意見交換会の実施状況ということでまとめたものがございますが、ポジティブリスト制度に関する事業者との意見交換会についてです。先ほど委員からもポジティブリスト制度に関してご発言がございましたけれども、業界ではこの制度の導入に関していろいろな疑問、不安、東京都はどういう検査をやるのかというような声が高まっていたわけですが、平成18年5月22日と6月5日の2回に分けて、お申し込みをいただいた方全員が参加できるような形で、この意見交換会を実施しております。今回の意見交換会の工夫としましては、今までは講義をして質疑応答だけでしたが、意見交換の時間を1時間とりまして、さまざまな立場の業者の方にポジティブリストの取り組みをご発言いただきました。そして、事前に質問をとりまして、講習会の内容も聞く方のニーズに沿った形で充実させました。また、当日寄せられた質問・意見、それから事前にいただいた質問等については整理をしまして、Q&Aという形でホームページに掲載をして、参加できない方も情報を入手できるようにしました。

1枚めくっていただきますと、第8回食の安全都民フォーラムという取り組みでございまして、「あなたは誤解していませんか？健康食品」と題しまして実施しております。(4)実施結果でございますが、高校生の討論会は初めての試みでした。なぜ高校生かといいますと、健康食品の利用率が、高校生ぐらいから高まるというデータがありますので、高校生による討論会というものを行ってみたくてでございます。このように、私どももいろいろ試行錯誤しながらリスクコミュニケーションを行っておりますけれども、今後も委員の皆様からご意見をちょうだいしながらリスクコミュニケーションを進めていければと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

【黒川会長】 それでは、今のご説明に対してご質問等ございましたらどうぞ。

(質問なし)

よろしゅうございますか。それでは、これで、本日予定されていた議事はすべて終わったこととなります。皆様から活発なご意見ご要望をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。それでは、進行を事務局でお願いいたします。

【中村食品監視課長】 黒川会長、議事進行ありがとうございました。それでは、事務局から、次回の食品安全審議会開催予定についてお知らせ申し上げます。次回は3月ごろを目途に開催させていただきたいと思っておりますので、またよろしくどうぞお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様ありがとうございました。

午後4時07分閉会